

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

(平成 28 年 3 月 7 日 午前 9 時 45 分)

- 議長 (小林幸雄) おはようございます。ただいまの出席議員は、全員であります。本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1、通告による一般質問を行います。質問時間は最大 1 時間を目途に、質問者・答弁者は進行にご協力をお願いいたします。また、答弁者及び質問者の都合により、質問の順序を変更することがありますので、あらかじめ御承知願います。また、質問者と質問者の間に 10 分程度の休憩を取ることといたします。また、進行の状況により、6 人目まで入る可能性もありますので、質問者・答弁者とも御承知おきください。

通告の 1 酒井 聡議員。

1 町の環境対策について

議席番号 7 番・酒井 聡議員。

- ◆ 7 番 (酒井聡) おはようございます。議席番号 7 番・酒井 聡です。今回の一般質問は通告に沿いまして「町の環境対策」について伺ってまいります。

その前に一言、今回は 3 月会議ということで、いわゆる年度末の会議です。役場庁社内も年度末ならでは、また確定申告の時期とも重なっていますので、大分慌しい雰囲気も感じているところです。また受験生の皆様にとっても、今まさに佳境の時ではないかと思っています。明後日には高校の後期選抜試験、いわゆる高校入試の本番を迎えるというところでありまして、昨年 11 月、この議場において子ども模擬議会が開催されまして、町の将来、町の未来について熱く語っていただいた 9 年生の皆さん、まさに試練の時ではないかと考えております。皆さんの夢が叶うように、健闘をお祈りしながら、質問に入りたいと思います。

20 世紀は創造の 100 年と言われていました。またそれに対して 21 世紀は環境の 100 年と言われていました。この環境の 100 年という言葉は、ドイツの環境学者ワイツゼッカー博士によって提唱されたものと言われてはいますが、まさにそのとおりではないかなと私は思っています。人類は、この 100 年の間、特に日本の場合、昭和という時代がありましたが、その間、目ざましい産業と文化の発展というものを手に入れました。自動車ですとか家電製品ですとか、そういった工業製品の開発と大量生産、あるいは洗剤ですとかそういった化学薬品、医薬品、農業の分野にあつては、それまで人力あるいは家畜の力を借りて重労働であったものが機械化され、化学肥料・農薬の開発、そして大量生産、そういったものによって安定した収量が見込めるようになった。そういった目ざましい発展が、この 100 年にあったかと思えます。しかしながら、その発展とは裏腹に地球環境に与えた負荷もまた、大きなものと考えています。昭和の時代を例に取りましても、公害というものが社会問題化していました。21 世紀という今

になっても、隣国である中国が、まさにその状況を物語っているのではないかと思います。急速な経済や産業の成長の裏で、例えばPM2.5をはじめとした大気汚染、下水道あるいは工業排水の不備がまだあるということで、河川や湖沼の水質汚染、土壌の汚染、海洋汚染、日本がかつて高度成長期に経験した公害が蔓延している状態ではないかと見て取れますし、報道もそのように語っているところです。

そうした状況から、地球規模で環境について考えていこうではないかという気運が高まってきたのが、この21世紀です。国連では地球サミットが開催をされておりますし、各国首脳がこの地球環境について同じ目線で語ろうではないかということで、例えば京都会議が開催をされ、その京都議定書が失効する後の枠組を、COP21をはじめとした様々な会議で、世界規模の環境の保全や温暖化対策等が話し合われているところです。そういった気運を子どもたちの代からも持ってもらおうということで、環境教育ということも多く各学校で行われているのもまた事実です。信濃町にありましても、小学校の統合前から、5校の5年生の皆さんを対象にしてクリーンラリーが授業として行われておりました。野尻湖を中心とした水質の保全、そういったところから、環境に対する考え方を若い世代から根付かせていこうと、そういった意識を高めていた、そういったところです。

信濃町にありましても、昨年12月に第2次環境基本計画が取りまとめられ、示されたところです。その概要版として2月配布の広報と共にパンフレットが各家庭に配布されたところです。この中には、多くの柱と言いますかテーマがありまして、「自然環境」として湖沼や森林の保全がうたわれ、「快適環境」として緑化の推進と景観の保全がうたわれ、「生活環境」として大気・ごみ・生活排水に対する取組の方針が、それぞれ示されております。将来の人口の維持とともに、昔からつながります自然豊かな信濃町の環境も、財産として維持していかなければならないところは、おそらく町民共通の願いであろうと思うところです。

私ども議会には、この第2次環境基本計画概要版ではなく、詳細版が配布されておりますが、まず質問の取り掛かりとしまして、この環境基本計画の冒頭にも町長のメッセージが掲載されておりますが、改めて町長の思うところを伺いながら、質問に入りたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） おはようございます。今、酒井聡議員さんから環境問題について歴史的な経過、そしてまた昨今における国際的な観点も含めてご質問をいただいております。

今、議員さんからお話がありましたように、信濃町におきましては第2次環境計画につきまして、それぞれ策定に当たりまして、町民の皆さんのアンケート、また環境基本計画の策定委員会、更には環境審議会等を経まして、昨年の12月に、幅広くご意見を賜って12月に策定したところでございます。

この計画について、町長として思うところについてというお尋ねでございますが、御案内のように、平成16年度にこの信濃町の豊かな自然を守り、次世代に引き継いで

いくため、信濃町環境基本条例が制定されまして、具体的施策を推進するため、信濃町環境基本計画が作成されておるわけでございます。初年度計画から 10 年という長い経過がいたしまして、昨今、新たに妙高戸隠連山国立公園の誕生や、言われましたように地球温暖化の進行、そしてまたエネルギー問題など時代の変遷とともに、取り巻く環境の変化もあるわけでございます。

この度、環境計画の基本的な精神は維持しつつも、具体的な対応について見直しを図らせていただいたところであります。自然の中で生かされている人間が、あたかも自然までも支配しているかのような錯覚があるとすれば、まさにこれは人間の思い違いであるというふうに私自身が思っております。自然に生かされて生活をしているという謙虚な思いを持って、町民の皆様と共に共有することが大切なことではないかというふうに思っております。その意味からも、昨年 12 月に改正しました基本計画、まさに次世代にバトンタッチ、誇れる自然信濃町、という目指すべき望ましい環境像の下に、小さな行動でも一つひとつ着実に、町民の皆さん共々その目標に向かって進んで行くことが大変重要な、これからのことだと思っております。以上、所感について申し上げさせていただいて、1 回目の答弁に代えさせていただきます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 先ほど、子ども模擬議会の話も少しさせていただきましたが、その中でも、それぞれの生徒さんたちがテーマに沿って質問していたところを覚えていますが、やはり森林の保全であるとか、ごみの投棄であるとか、割合身近ではあるが大人が目線ではついつい忘れがちなところを指摘するような質問も多かったように思います。それだけ、子どもたちの中にも環境というものが意識として根深く植え付けられているのではないかと。学校教育の方でも大分努力されているのではないかと、評価をするところです。

それでは具体的なところに入っていきたいと思うのですが、この環境という問題は非常に奥が深くて、また多岐にわたるところもありますので、過去に私が一般質問で取り上げさせていただいた部分の中にも、その環境の基本計画の中にも盛り込まれている部分が若干ありますので、そちらの方を中心に伺ってまいります。

まず、空き家対策について伺ってまいりたいと思います。

空き家対策のその後の状況ということにつきまして、この基本計画の中にも、空き家対策に対する考え方が明記されております。一昨年に制定をされました「空き家対策特別措置法」、長いので以下「特措法」と表現させていただきますが、その特措法に関する町の考え方、また取組の方針については、今ほど申し上げましたとおり、ちょうど 1 年前の 3 月会議で私は伺ったところです。それからちょうど 1 年経過しておりますが、新年度予算の中にも具体的に動きがあるようなところも見受けられますが、ちょうど 1 年経過したところで、町が現在行っている空き家対策、特に特定空き家対策について、どのように考えがまとめられ、どういった進捗状況があるのか、伺ってまいりたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 基本的な部分だけ、お答えをまず申し上げさせていただきたいというふうに思います。

酒井議員さんからは、空き家対策について前議会の一般質問等々でも御質問を頂戴しているところでありますが、26年に空き家対策特別措置法ということが施行されたわけでございます。ご覧のように今、第2次の環境基本計画についても空き家対策については、その対策の一つとして項目を掲げているところでございます。そういう面では、環境面ということでその目的を同じくしているということで、掲げさせていただいているところでございます。現実の今の町の取組につきましては、今、議員さんからもお話がございました28年度の予算の中で、まず信濃町全体の空き家対策の実態を把握するというようなことで、予算をお願いしているところでございます。その実態把握を、まず28年度しっかりと行って、そしてその実態によって取るべき対策、対応を考えていく必要があるであろうというふうに思っております。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番 (酒井 聡) 以前質問の中でも触れさせていただいたのですが、この空き家対策というのは二面性があります。まず一つは、空き家を再利用するという方法、定住策にもつながるところかと思えます。それともう一つの面が、再利用できない、「特定空き家」と法律の中では言われておりますが、いわゆる廃屋の状態、これをいかに処理、と言うと少し言葉がきついのですが、修繕あるいは除却の指導が、どれだけ行政の方でできるのか、こういった二面性があるかと思えます。

今回この環境ということになりますと、定住策のリフォームから離れるのかなとも思いますが、以前にも触れましたけれども、この特措法が一番のポイント、これが、周辺の環境に悪影響を与える可能性のあるもの、法的には「特定空き家」と表現されておりますが、この撤去に対して行政が積極的な指導、また行政代執行が可能になったこと、これはとても大きな事件ではないかと思っております。現に新聞報道にもありますが、長野県内でも既に除却の命令を出した自治体もあると報道されています。

法律の施行から幾分時間が経過しています。私の見る限り、町内でこういった特定空き家が撤去されたという部分は見受けられませんが、お話も聞いていないわけですが、自主的に撤去されたりですとか、まだ町の方から除却の命令には至っていないのですが、そういった特定空き家の状況をどのくらい把握されているのか、伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) それでは、建設水道課で28年度、空き家対策に関しての予算措置をさせていただいた部分もありますので、関連してお答えさせていただいた

いと思います。

今回、土木費の住宅費で、空き家対策ということで空き家の調査を予算計上させていただいたところでございます。当町では条例を設けずに、先ほどありました特措法の主旨に従いまして調査を行うという形で、進めております。町内の空き家というか、住宅について全て調査をかけ、空き家と認定されるものの洗い出しを行い、それからその所有者に対しての調査を行うということで、空き家調査を行う予定でございます。

◆7番(酒井 聡) 今の課長の答弁の中で、特別に条例を設けない、特措法の範囲内という話もありました。この法律が制定される以前、例えば近隣で言いますと、飯山市、小布施町のように、空き家に対する条例、これは生活環境としての条例、そして景観条例という部分も含まれておりますが、そういった条例が整備されている自治体もありました。一方、当町は、今、課長の答弁のとおり、条例を整備する予定はないというところですよ。

もう一度確認いたします。法律の範囲内で、という基本方針は、今後揺るぎなく続けていくのか、確認をさせていただきたいと思います。

●議長(小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長(松木哲也) お答えいたします。今、調査の段階では、条例ではなくて、国の特措法の範囲で行う予定でございます。調査結果が出た時点で、実際に審議会、また特定空き家としての認定等、事務的なものが発生する可能性がありますので、調査結果を見てから、条例とか協議会の設置については検討をしていきたいと、このように思っております。

●議長(小林幸雄) 酒井議員。

◆7番(酒井 聡) 今、審議会・協議会という言葉が答弁としてありました。実はこれは用意していた質問の中なのですが、もう一度確認いたします。条例化した場合、審議会を設定して町長の命で意見を諮問する形で、町長の名の下に除却命令なり何なりを発令するということになるのですけれども、その基本方針でよろしいと、そういう解釈でよろしいのか、もう一度確認をお願いいたします。

●議長(小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長(松木哲也) こちらにつきましては、条例化ということになりますと、長との協議というか、検討させていただく必要があるかと。今の段階では特措法に基づいた調査をさせていただくということでもあります。

●議長(小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) では、新年度にそういった動きもあるということですので、推移を見守っていきたいと思います。

この特措法は、法律の条文にあるとおり、民間が所有する住居、これが空き家化した場合が対象になっているといったことがうたわれています。昨年提出させていただきました町への政策提言の中にも、このことが若干含まれているのですが、一方、例えば国、あるいは地方自治体が所有する建物に関しては、基本的には適用されていないと、法律の中ではうたわれているようです。

こうした事例として、町内にも、例えば国立長野高専黒姫山荘跡地、使用されなくなってから大分時間も経過し空き家化しておりますし、売却予定地というような立て札も立てられているように思います。いまだに買い手というか、引き取り手が見つからないというのが現状のようですが、如何せん、黒姫高原の玄関口、まさに玄関口であり、横には町所有の陸上競技場があり、夏場には多くのスポーツ合宿の皆さんが往来をする、黒姫高原の中でもいわば一等地に近いような、非常に恵まれた立地ですが、ここに廃屋が放置されているという状態がいまだに続いております。

景観の放置としても、やはり観光客の印象からしても、何らかの対応が待たれるというところですが、加えて言いますと、町長の通勤道路沿いでもあります、これをいかにするのか、という町の方針をお持ちであるか、町としての見解を伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今、いわゆる長野高専の黒姫山荘という、跡地と言いますか建物についてのご質問でございますが、私がお聞きしている限りでは、一時、何年か前に町の方で活用して、つまり建物を、つまり土地も含めてということだと思っております、そんな話があったということは聞いております。現状のところ、今お話がありましたとおり、毎日通勤する中で、建物もかなり傷んでいるというようなことで、そのまま使用するというような状況にはないであろうと判断をしておりますし、今のご質問の関係につきましては、公的団体と言っても、公的団体の所有物、財産でございますので、関係する機関と今の状況について申し上げさせていただいて、善処を求めてくようなことを町としても進めてまいりたいというふうに思っております。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 陸上競技場の脇、また町では大学の駅伝大会等の企画がされています。陸上の練習地として、黒姫高原がもっともっと盛んになるために、あの土地を有効活用しない手はないのかなとも思います。

一例を挙げますと、菅平、昨年ラグビーのワールドカップで、ラグビーというスポーツがとても脚光を浴びましたが、菅平という場所は全国から社会人・大学の合宿地として注目をされ、季節的な診療所、これは民間の医療法人が経営しているのですが、夏の間限定、あるいは冬のスキーシーズン限定、そういったような診療所が開設され

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

ているという話も以前ニュース報道であったのですが、そういったことも、受け入れ側のサービスとして、何か有効利用できないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 跡地と言いますかその施設を、今のような合宿を含め観光的にも活用できないのかということでございますが、例えば今、医療的な分野にしても、あそこから今の信越病院までの距離等々も含めても、それほど時間を要する距離ではないわけでありますので、と同時に、今そういう体制がなかなか取れないであろうというのが現実だと思うのです。例えば医療の問題にしても、それから色々な経費の問題も出てくるでしょうし、ましてスタッフ等々の問題も大きなネックとして考えられるわけでございますので、現状の中ではそういった活用方法というのは、今全く考えておりません。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番 (酒井 聡) あくまで、一例として申し上げたところですが、如何せん、黒姫高原の入口の一等地ですので、有効な活用を見出していただければ、長野高専ですから国ということになりますが、連携して考えていただければと思います。

次に、森林の保全、そしてまた生活環境というところも絡めまして、以前、道路沿いの倒木対策について質問させていただきましたが、今回もそこにちょっと触れさせていたいただきたいと思えます。

県道そして主要町道沿いの倒木対策ということで、その質問の際には当町が現状行っている取組を確認し、また倒木による事故を未然に防ぐためにどのような取組をしているか、伺ったところです。倒木事故というキーワードでお話をさせていただきますと、皆さん記憶に新しいと思うのですが、この1月末に、松本市をはじめとする10の市町村で「雨氷」という自然現象による大規模な倒木被害が発生しました。確か、樹木1本当たり1トンから1.5トンの負荷が掛かって、一斉に倒れたのではないかとというような話でしたが、この雨氷による大規模な倒木被害により、幸い直接的な人的被害はなかったとされていますが、松本市では温泉宿泊客を中心に331人が一時孤立する大変な事態になったということです。

それまで「雨氷」という言葉自体も、私どもは耳にする機会もありませんでしたし、想定外の事態と言えるかもしれませんが、特別豪雪地帯に指定されている信濃町の場合、これを、氷を雪に置き換えることは容易です。冬を迎える度に、雪による枝折れ、あるいは倒木のリスクを、どの路線も背負っているのが現状ではないかなと思います。幸い、昨シーズンは、一昨シーズンほどの豪雪は信濃町では観測されておりませんが、今期、当町でこういった倒木の事例はあったのか、なかったのか、また未然に防ぐような処理がなされたのかどうか、現状を伺います。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) それでは、今御質問がありました、倒木の処理についてでございます。今期は雪の量も少なく、倒木ということで報告、また撤去の依頼があったのは1件だけでございます。昨年は10数件ほどありまして、大変大きな被害というか、事故等も発生するというようなこともありました。今年度、雪も少なく、また風等のそういった気象条件にもよりました、信濃町においては少なかったと報告させていただきます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番 (酒井 聡) こういったものは、その場その場の気象条件が大きく関わってくるところではないかなと思います。事前に、パトロール活動で危険性、リスクを除去できることが、一番望ましいことではないかなと思います。事前のパトロール活動が十分になされているか、伺ってまいりたいと思います。

例えば、電力会社あるいは通信会社、そういった事業者の皆様に見ますと、送電線あるいは電話線というのは、それら事業者が所有する財産の一部です。その財産を保全するために、土地所有者の許可の下、枝打ちというものを、冬が来る前、台風シーズンの前、定期的に行っているように見受けられます。しなの鉄道にしても、業務が移管された後も、その倒木のリスクのある地権者に事前に連絡があって、枝の伐採等々行っているように聞き及んでいます。

町は、こういったことを定期的を実施するべきではないかなと思いますが、取組の必要性について見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) それでは事前のパトロール等ということですが、当然、道路に木が倒れ込んでいますと、通行の支障、妨げになりますので、直ちに除去をさせていただきますところではありますが、パトロールにつきましては建設系の担当職員が、今まで倒木のあった危険等の箇所も把握しておりますので、通常ですと1週間に1回程度以内でのパトロールになろうかと思えます。ただ、道路上の高いところに枝が張り出して、直ちに危険ということがなかなか判断が難しい状況にあります。その辺が、判断基準がちょっと難しいところがあるのですが、明らかに道路上に傾いている場合は、土地の所有者に連絡をして伐採をさせていただく形になろうかというふうに思えます。今後も、パトロール等の実施をして未然に防いでいくような対策は行っていく予定でございます。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番(酒井 聡) 例えば、昨今発生いたしました雨水による倒木被害のように、あれほど大規模なものになりますと、所有者の許可以前に除去しなければいけないという状態になろうかと思えます。しかしながら、民有地ですと、どうしてもそういったところに制限が加わるのは仕方ないところなのかとも思いますが、当町の場合、山林の所有者が必ずしも町内に在住の方ばかりとは限りません。別荘を所有されている方をはじめ、町外に在住の地権者も方も多いというのが実情ではないかと思えます。今、地権者の方々に連絡の上、というお話もありましたが、町外に在住されている地権者さんに対しての「倒木の危険性があるので、伐採をさせていただきたい」という周知がなされているのか、また方法も含めて、伺います。

●議長(小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長(松木哲也) 町内・町外に居住されているかどうかというより、危険性があればこちらの方で地権者を調べさせていただいて、連絡を取り処理方法を検討させていただいて、対応していくという考えでおります。

●議長(小林幸雄) 酒井議員。

◆7番(酒井 聡) これは地元住民の皆さん、観光客の皆さん、往来する方、全ての安全にかかってくる問題も含まれていますので、徹底をしていただきたいと思います。

次の質問に移りますが、大気環境保全として、低公害車についての考え方、これは低公害車というのは、ここ数年になって急速にその開発が進められているところです。町が所有している作業車両、そして一般公用車の排ガス規制に対して、順次伺ってまいりたいと思えます。

オフロード法という法律があります。正式には「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」、平たく言うと、軽油を燃料とする作業車両の排ガス規制、その基準値を決めるという法律です。主旨は、主に製造メーカーに対して排ガス規制値の範囲内の製品を作りなさいといったことを義務付けるものです。一時、東京都でしたか、基準を守れない車は入って来るなというような、結構乱暴な条例も制定されたことは記憶に新しいところですが、町所有のこうした作業車両も、当然更新の際には、こういった基準が守られているのかどうか意識していかなければならないのかなと思えます。

26年度決算書現在で、町が所有する作業車両は、ブルドーザー2台、ロータリー除雪車6台などが計上されています。予算書の中では、そのロータリー除雪車のうち1台更新の計画があるようですが、そういった、町が所有する作業車両の排ガス規制の対応、そして現状といったものを伺います。

●議長(小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。先ほど決算書の台数が議員の方からありました。全てを建設係で持っているというわけではないのですが、一番数の多い課でありますので、こちらからお答えをさせていただきたいと思います。

作業用の除雪に伴う重機等があるわけではありますが、そちらの購入時には、当然道路上も走行するわけでございます。排出ガス規制というものが今の法律にありますので、その年その年の購入時に規制に合ったものを購入しているということで、現在、除雪機器につきましては今年度購入させてもらったものもございまして、27 年度、こちらについては排出ガス規制 3 次規制の適合車となっております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） 今、課長の答弁の中にあつた 3 次規制というのが、その 2014 年度版の基準になろうかと思ひます。この法律の面白いところは、そういった基準が設定されていますが、決して中古車市場・中古市場では売買してはいけないというところまでなっていないというところですが、今後 28 年度、除雪車 1 台の更新が見込まれているところですが、それより先、今度基準適合車をどうしても更新しなければならないというような流れになるのかどうか、そういった中古市場も含めた影響と更新の対応について、もう一度確認をしたいと思ひます。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） それでは、質問にお答えさせていただきます。27 年度はもう既に購入をさせていただきますして、先ほどの答弁のとおりでございます。28 年度、新年度につきましても購入を予定しているわけですが、聞くとところによりますと、28 年度から排出ガスの第 4 次の規制に該当とされることとなります。当然その規制に合わせた適合車両を更新していくということになりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7 番（酒井 聡） そういった基本方針にのつとつて、今後計画をしていただきたいと思ひます。

次に、作業車両以外の公用車を更新する際、信濃町の役場所有、これも病院あるいは文化 3 館も含まれる数字ですが、26 年度決算の時点で、乗用車 17 台、軽乗用自動車 4 台、普通貨物 6 台、小型貨物 5 台、軽貨物 21 台、これだけ計上されているわけですが、この数年来、ハイブリッド車、電気自動車、ハイブリッド車の中にも PHV、外部充電する型と、EV、純粋な電気自動車、そういった低公害車の市場が拡大しています。そうした中、環境基本計画の施策の背景の中にも、排ガス規制に関して、低公害車の導入の検討実践が必要であると明記されているわけですが、今後、町の公用

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

車の更新に対して、こうした低公害車の導入に対する対応について、早期に、とは申し上げませんが、かなり値段の張る車両も含まれておりますので、中長期的な考え方を伺います。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

■総務課長（高橋博司） 議員のお話の中で、環境基本計画にも位置付けられておりますけれども、長期的には、公用車の低公害・低燃費車への転換を図ってまいりたいと思っております。中期的には、豪雪かつ寒冷という当町の置かれた自然環境の中でありますので、用途に応じて低公害車・低燃費車の導入に努めてまいります。

現状でも低公害・低燃費車等を導入してまいりたいところでございますけれども、現状ですとハイブリッドの車につきましてはかなり大型・高額ということもございます。電気自動車につきましては、まだ小型車ということもございまして、またディーゼルにつきましては用途等の問題もございまして、なかなか転換が図れないという現状もございしますが、できるだけ軽自動車への転換、また小型車であっても雪のない時期には二輪駆動で走れる車という形で、当町の環境にも合わせて、また低燃費・低公害というような形のものを念頭に置きながら、更新を図っておるところでございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 環境保全の旗振り役としての役場の立場も当然承知をするところですが、やはり財政的な問題で難しいところも、一方で承知をしているところです。中長期的な考え方の下、導入を検討していただきたいと思えます。

次に、今後こういったものが世に普及をするということを想定した上での質問をさせていただきますが、充電施設整備の拡充について、町の考え方を伺ってまいりたいと思えます。

この冬、2月の広報にも紹介されていましたが、電気自動車の急速充電設備が、道の駅しなのの構内に1機設置をされたところです。私の家の近所ですので看板をよく目にするのですが、町内の多くの皆さんは、この広報でもって紹介をされたところを知るところと思えますが、町内で、電気自動車を所有している方というのは、まだあまりおられないのではないかと思います。どちらかという、この設備というのは、そうした車で、観光等々で町外から当町にいらっしゃった方々のための設備であろうかなと思います。むしろロードマップあるいはナビゲーションマップ、そういった所への掲載が、思いやりとして必要なのではないかと思います。そういった町外への周知の状況について伺います。

●議長（小林幸雄） 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） 電気自動車の関係でございますけれども、議員おっしゃ

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (3 日目)

ったとおり、1月22日から道の駅に設置いたしまして、その町外の皆さんに対する周知の方法につきましては、道の駅のホームページや県のホームページの県内充電マップに掲載し、現地では道路沿いに案内看板を設置しているところです。また携帯電話からも簡単にウェブ検索できるようになっております。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 課長、すみません、ちなみに1月に設置されて、今までの稼働実績というのは何かデータがありますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） 2月末で利用していただいた方、1月に7件、2月に20件でございます。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 併せて27件という数字ですが、この電気自動車PHV、EVの普及率から考えると、かなり効果的に使われているのではないかなと思います。こうした充電設備の増設というのは、環境面についてもそうなのですが、観光客の受け入れ体制ができていくかいないかの、一つのバロメーターにもなるのではないかなと思います。それがまた、ひいては町内での電気自動車の普及の一助にもなるのではないかなと思いますが、担当の見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長（伊藤 均） これから電気自動車等の時代はそう遠くはないと思います。そういう中で今回、道の駅に1機設置していただいて、使用状況等を十分把握する中で、今後の設置等もしていきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 酒井議員。

◆7番（酒井 聡） 普及に合わせて、設備の拡充というのも当然必要になってくるわけですが、町内にはガソリンスタンドが5事業者あります。これは住民の皆さんにも観光客の皆さんにも十分な数であろうと思われれます。一方、いずれ電気自動車が増えるのではないかという課長の見立てもありますが、そういったことを考えて県では「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」というものを打ち立てております。この県の計画では、町内に6台の充電設備を目標値として整備しなさい、と。内訳を言いますと、PHV用の充電設備3台、EV用の設備3台、併せて6台を整備しなさいと示されています。今後、町内のあちこちに増設していくということは、県の意向を受け入

れる意味でも自然の流れではないかなと思います。

町として環境保全の旗振り役という観点から、この流れを推奨する立場だと思えます。今後整備するに当たって、例えば野尻湖湖畔、黒姫高原、そういうところに町有地として町営駐車場を保有しておりますが、まずはそこから充電設備の増設を行ってはどうかと思えます。観光で当町を訪れる皆さんが必ずそこを通るような場所に開放して、充電設備 6 台、ノルマとは申し上げませんが、残り 5 台について設置してみてもどうかと思えますが、見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 伊藤産業課長。

■産業観光課長 (伊藤 均) 道の駅に設置した充電器は急速充電器といいまして、長くても充電時間が 30 分で充電できると、そういう中で、ここは先ほど議員がおっしゃったとおり、道の駅は、我々も承知しているところによると、町内外から訪れた方ほとんどが寄っていただけるとのデータもあります。今使っている台数等を加味しながら、今後、公共に使用する駐車場等に設置することも考えていかなければならないと思っております。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 道の駅に設置されている急速充電、高速のサービスエリアにもよく置かれていますが、あれは主電源 200 ボルトなのです。一般家庭の 100 ボルトでも、できなくはないのですが、時間が倍かかるということで、30 分入れる分を、一般家庭では 1 時間かかってしまう。200 ボルトを使うと 30 分、2 分の 1 の時間でよいということですので、どうしても設備の拡充には限りが出てきてしまう。例えば大手のスーパーですとかショッピングモールなど、200 ボルトで稼動する冷蔵庫があるところは簡単に設置ができるというのは、そういったような理由が起因しています。これはどうしても行政の方で動いていかないと、設備の拡充というのは難しいのではないかと思います。改めて見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長 (伊藤 均) 当然そういう電源の問題等もございまして、初めて導入したという経過もございまして。その使用台数等も考慮に入れ参考にさせていただいて、今後どのようにするか決めたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 今ほど、公的な立場としての拡充の見解を伺ってまいりましたが、今度は、民間施設に対してこういったことが普及できないかということで伺ってまいります。

地方創生の一つの施策として、宿泊施設など民間事業者への Wi-Fi 環境の整備が行政指導で行われています。信濃町にありましても未来創生の先行型として既に取り組みされているところで、これもまたインバウンドが主な目的ですが、観光の一つの目玉になるのではないかなと思います。このことと同様に、この充電設備、宿泊客用の充電設備として宿泊施設で広めることも、これも観光の一つのサービスの一環として武器になるのではないかと考えます。それについて、宿泊事業者が宿泊客用の充電設備を導入するなど、公共性を有する設備を導入する際、公的補助が国によって行われています。これは毎年行われているようなのですが、27 年 12 月 28 日をもって 27 年度分の受付が終了いたしました。28 年度分、今まさに、国会では予算審議されて、参議院の方ですが、28 年分の補助についてはまだ盛り込まれているようですが、今後は町としてもそういったものを紹介する形で、小規模事業者に対する窓口として、町の方で窓口を設置することはできないだろうか、要綱を設けるなりの窓口対応で公的補助ができないかどうか、提案したいと思うのですが、見解を伺います。

●議長 (小林幸雄) 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長 (伊藤 均) 27 年度につきましては締め切られたのですが、情報の中で 28 年度の概算要求をしているという部分で、宿泊に限ってという部分については当然国の施策でございます。それは宿泊の皆さんに十分周知できて活用できるようにお知らせしていきたいと。それから今のところ、町で単独というのですか、補助というのは今のところはまだ考えておりません。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 観光先進地と、あえて申し上げますが、軽井沢は、この国の事業の窓口として、確か要綱を設置してあったと思います。県の事業、例えば融雪の関係ですとか、県の事業に対して町は要綱を設けて、町役場が窓口になって中継ぎ役をするということも十分に可能かと思えます。軽井沢のようにとは申しませんが、町として仲立ちをするような体制を取れないのかどうか、再度伺います。

●議長 (小林幸雄) 伊藤産業観光課長。

■産業観光課長 (伊藤 均) 平成 27 年度におきましても、Wi-Fi 等の県の補助につきましても、町でも要綱等設置する中で、紹介してきておりますので、今後そういう部分、十分配慮しながら進めていきたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7 番 (酒井 聡) 世の中がそれだけ進歩して、ここを訪れる皆さんがそういったものを利用されている、これはまた環境もさることながら、観光としても大きな武器と

なる、観光立町として大きな武器となると考えますので、検討をお願いします。

こうした、電気自動車ですとか、新しいものがどんどん環境対策として盛り込まれてくる、いわば新しい時代になったのかなと思います。そろそろ時間がまいりましたので終わりにしますが、冒頭の町長のお話にもありました、この自然豊かな当町の環境を保全して、未来へバトンタッチしていくということ、これは未来を担う子どもたちに残せる私たちの財産、遺産であると考えます。今一度、最後に、町としての戦略、そして子どもたちへのメッセージを町長に伺いながら、質問を終わりたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) いろいろな観点からの御質問ありがとうございます。そしてまた町の今後の進め方ではありますが、計画の中にもしっかりと、うたわせていただいているわけでありまして。まさに自分自身一人ひとりができる環境対策についての行動、そしてまたグループ団体等が行う行動、それぞれ範疇があろうかと思いますが、そういう意味では冒頭も申し上げさせていただきましたが、それぞれ連携し合って、その意識をまず持っていただいて、そしてそのことを行動につなげていく、それが結果につながるということだろうというふうに思います。町の行政としても、そんな方向をしっかりと持ちながら、町民ともども取り組んでまいりたいというふうに思っております。

●議長 (小林幸雄) 酒井議員。

◆7番 (酒井 聡) 以上、質問を終わります。

●議長 (小林幸雄) 以上で、酒井聡議員の一般質問を終わります。

この際、10時55分まで暫時休憩といたします。

(10時40分)